

委員会提出議案第 1 号

相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例について
相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 3 月 2 4 日提出

提出者 相模原市議会議会運営委員会委員長 小野沢 耕 一

相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例
相模原市議会委員会条例(平成 4 年相模原市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表民生委員会の項中「健康福祉局」の次に「及びこども・若者未来局」を加える。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

相模原市行政組織条例(平成 1 8 年相模原市条例第 5 9 号)の改正に伴い常任委員会の所管事項に係る規定を改正いたしたく提案するものである。